

住みたい岩手の家づくり促進事業助成金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、自ら居住するための一定の条件を満たした住宅を新築する者若しくは既存住宅をリフォームする者に対し、予算の範囲内で助成を行い、もって良質な住宅ストックの形成及び県産材の利用拡大を図ることを目的とする。

本助成金の交付にあたっては、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築 住宅を新たに建設することをいう。
- (2) リフォーム 既存の住宅の一部を改修することをいう。（既存の住宅に増築すること、又は既存の住宅の一部を解体し造り替えるを含む。）
- (3) 省エネ基準 評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の5の5 - 1(3)の等級4の基準又は評価方法基準第5の5の5 - 1(4)の等級4の基準をいう。
- (4) 県産材 次のいずれかをいう。
 - イ 岩手県産材認証推進協議会が実施する「県産材」の産地証明制度により、「県産材」として証明されたもの。
 - ロ その他知事が認めるもの。
- (5) バリアフリー基準 評価方法基準第5の9の9 - 1(3)の等級3の基準又は評価方法基準第5の9の9 - 1(4)の等級3の基準をいう。
- (6) 耐震基準 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の四の規定又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)をいう。
- (7) いわて木づかい住宅普及促進事業 岩手県木材産業協同組合が実施する、住宅の新築及びリフォームに対する補助事業をいう。

(助成対象者)

第3 助成金の交付対象は、県内に自ら居住するため、いわて木づかい住宅普及促進事業の補助を受けて住宅の新築またはリフォームを行う者とする。

2 建物の所有者の名義が共有である場合については、共有者のうち1人に助成金を交付する。

(助成対象住宅及び対象工事)

第4 助成金の対象となる新築住宅及びリフォーム工事は、次の各号のいずれかに該当する住宅又は工事とする。

- (1) 新築する住宅にあつては、次に掲げるすべてに該当するものであること。
 - イ 木造住宅であること。
 - ロ 延べ面積が75平方メートル以上の一戸建て住宅(二世帯住宅を含む。)であること。ただし、併用住宅の場合は、住宅の用に供する部分が75平方メートル以上であるものに限る。
 - ハ 省エネ基準を満たすこと。
 - ニ 県産材を住宅の用に供する部分において15立方メートル以上使用するものであること。

と。

ホ 第7の規定に基づく助成金の交付決定を受けた年度の4月1日以降に着工し、同一年度の3月15日までに工事が完了するもの。

へ 県内に本店を置く建築業者が施工するものであること。

(2) リフォーム工事にあつては、次に掲げるすべてに該当するものであること。

イ リフォームを行う住宅について、当該住宅の着工時点（増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替え若しくは用途の変更をしている場合は、その工事着工又は用途の変更時点）における建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定される建築基準関係規定に適合していること。

ロ リフォームを行う住宅について、耐震基準を満たすこと。（リフォーム後に耐震基準を満たすものを含む。）

ハ リフォームを行う住宅について、省エネ基準を満たすこと。（リフォーム後に省エネ基準を満たすものを含む。）

ニ 県産材を住宅の用に供する部分において0.15立方メートル以上使用すること。

ホ 第7の規定に基づく助成金の交付決定を受けた年度の4月1日以降に着工し、同一年度の3月15日までに工事が完了するもの。

へ 県内に本店を置く建築業者が施工するものであること。

(助成金の額)

第5 助成金は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 住宅を新築する者にあつては、次に掲げる額を合計した額とする。

イ 10万円（省エネ基準に適合していることの証明を取得した場合）

ロ 10万円（イを満たしたうえで、バリアフリー基準に適合していることの証明を取得した場合）

(2) 住宅をリフォームする者にあつては、次に掲げる額を合計した額とする。

イ 10万円（省エネ基準に適合していることの証明を取得した場合）

ロ 10万円（イを満たしたうえで、バリアフリー基準に適合していることの証明を取得した場合）

(助成金交付申請)

第6 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅を新築する場合にあつては、住みたい岩手の家づくり促進事業助成金（新築）交付申請書（様式第1-1号）に、住宅をリフォームする場合にあつては、住みたい岩手の家づくり促進事業助成金（リフォーム）交付申請書（様式第1-2号）に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添付し、別に定める申請先に提出しなければならない。

(1) 住宅を新築する場合

イ 助成対象住宅に係るいわて木づかい住宅普及促進事業補助金（新築）交付申請書一式の写し

ロ 誓約書（様式第2-1号）

ハ 知事が別に定める、省エネ基準を満たしていることを証する書類

ニ 第5(1)のロの助成金の交付を受けようとする場合は、知事が別に定める、バリアフリー基準を満たしていることを証する書類

ホ その他知事が必要と認める書類

(2) 住宅のリフォームをする場合

イ 助成対象住宅に係るいわて木づかい住宅普及促進事業補助金（リフォーム）交付申請書一式の写し

- ロ 知事が別に定める、耐震基準を満たすことを証する書類
- ハ 誓約書（様式第2-2号）
- ニ 知事が別に定める、省エネ基準を満たしていることを証する書類
- ホ 第5(2)ロの助成金の交付を受けようとする場合は、知事が別に定める、バリアフリー基準を満たしていることを証する書類
- ヘ その他知事が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第7 知事は、第6に規定する各交付申請書を別に定める申請先を経由して受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付を認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（助成金交付申請の取下げ）

第8 申請者は、第7の通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定内容又はこれに付された件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、助成金に係る交付の決定はなかったものとみなす。

（申請内容の変更）

第9 申請者は、第6に規定する各交付申請書の内容に変更があった場合は、住みたい岩手の家づくり促進事業変更承認申請書（様式第3号）により、速やかに別に定める申請先に申請しなければならない。ただし、知事が定める軽微な内容の変更の場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の申請を別に定める申請先を経由して受理したときは、その内容を審査し、適正と認められる場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

（助成金対象住宅の実績報告）

第10 申請者は、助成金の対象となる新築等の住宅が完成したときは、新築等工事完了報告書（様式第4-1号）、リフォーム工事が完了したときは、リフォーム工事完了報告書（様式第4-2号）に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添付し、すみやかに別に定める申請先に提出しなければならない。

（1）住宅を新築した場合

- イ いわて木づかい住宅普及促進事業工事完了報告書（新築）一式の写し
- ロ 助成金請求書（様式第5号）
- ハ その他知事が必要と認める書類

（2）住宅をリフォームした場合

- イ いわて木づかい住宅普及促進事業工事完了報告書（リフォーム）一式の写し
- ロ 助成金請求書（様式第5号）
- ハ その他知事が必要と認める書類

第11 知事は、別に定める申請先を経由して、申請者から第10に規定する各工事完了報告書の提出があったときは、助成金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

（助成金の支払い）

第12 助成金の支払いは、第10に規定する各工事完了報告書の提出を受け、第11に規定する助成金の額の確定後、行うものとする。

（是正のための措置）

第13 知事は、第10に規定する各工事完了報告書の提出を受けた場合において、報告書類の審査又は必要に応じて行う現地調査等により、対象住宅及び対象工事が第4に規定する要件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを申請者に

対して求めることができる。

(助成金交付対象者等の決定の取消し及び返還)

第14 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が支給されている場合は期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき
- (2) 第13の規定に基づく措置をとらなかったとき
- (3) 第4の規定に基づく助成対象住宅及び対象工事に適合しないことが明らかとなったとき
- (4) その他知事が不相当と認めたとき

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、前項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月13日から施行する。